

1.引き受け条件

賃貸住宅の入居者を被保険者とする保険です。個人が契約者となる場合、契約者は入居者に限ります。法人(個人事業主を含む。以下法人といいます。)が契約者になる場合は、主たる被保険者は法人の役員、職員、従業員に限ります。

2.保険金等をお支払いする主な場合、お支払いしない主な場合(約款からの一部抜粋です。詳しくは約款をご参照下さい。)

■お住まいの家財保険

保険金等をお支払いする主な場合(約款より一部抜粋)	支払額
①家財保険金 (1)火災 (2)落雷 (3)破裂または爆発 (4)給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ。 (5)風災、ひょう災、雪災。ただし、「被保険者のお住まい」またはその一部(窓、扉、その他の開口部を含みます。)が風災、ひょう災、雪災によって直接破損したために生じた損害で、その額が20万円以上となる場合に限ります。 (6)建物外部からの物体の飛来、落下、衝突、倒壊。	損害の額
②盗難保険金 盗難(強盗、窃盗またはこれらの未遂をい、スリ、置き引きを除きます。以下同様とします。)によって保険の対象に生じた盗取、き損または汚損の損害に対して、損害保険金をお支払いします。	家財保険金額の10%が限度。また、1個または1組ごとに10万円が限度額。
③通貨等盗難保険金(通貨)(預貯金) 「被保険者のお住まい」内において通貨または預貯金証書の盗難によって生じた損害に対して、損害保険金をお支払いします。	1回の事故につき、通貨の盗難の場合には、10万円を限度。預貯金証書の盗難の場合は、50万円を限度。
④持出家財保険金 被保険者によって保険証券記載の「被保険者のお住まい」から一時的に持ち出された家財について日本国内の他の建築物(アーケード、地下道等専ら通路に使用されるものを除きます。)内において発生した次の損害に対して損害保険金をお支払いします。 (家財保険金)の対象となる事故によって損害が生じた場合。(※1) (盗難保険金)の対象となる事故によって損害が生じた場合。(※2)	(※1)1回の事故につき、80万円または家財保険金額の20%いずれか低い額を限度。 (※2)1回の事故につき、80万円または家財保険金額の10%いずれか低い額を限度。
⑤水害保険金 水害(床上浸水)によって保険の対象に発生した損害に対して、損害保険金をお支払いします。	家財保険金額の70%を限度として、損害額の70%。
⑥修理費用保険金 (1)次のいずれかの事故により「被保険者のお住まい」に損害が生じた場合において、「被保険者のお住まい」の貸主との契約(お住まいの賃貸借契約)に基づき、被保険者が自己の費用で現実これらを修理したときは、「被保険者のお住まい」を損害発生直前の状態に復旧するために必要な費用に対して、修理費用保険金をお支払いします。 ア 火災 イ 落雷 ウ 破裂または爆発 エ 風災、ひょう災、雪災 オ 建物外部からの物体の飛来、落下、衝突、倒壊 カ 盗難 また、次に掲げるもの以外の修理費用とします。 玄関、ロビー、廊下、昇降機、便所、浴室、門、塀、垣根、給水塔等の「被保険者のお住まい」居住者の共同の利用に供せられるもの、壁、柱、床、はり、屋根、階段等の建物の主要構造部 注意 ただし、賠償責任保険金を支払う場合を除きます。 (2)「被保険者のお住まい」の専用水道管が凍結によって破損し、被保険者が自己の費用でこれを修理した場合に保険金をお支払いします。 注意 ただし、被保険者以外の方が占有する部分の専用水道管にかかわる損害に対しての修理費用保険金はお支払いしません。	1回の事故につき、家財保険金額の10%を限度として、実際に負担した額。
⑦修理費用保険金2 ⑥の支払の対象とならない、不測かつ偶然な事故により「被保険者のお住まい」の外壁であるガラス又は外壁であるドアに損害が生じた場合において、「被保険者のお住まい」の貸主との契約(お住まいの賃貸借契約)に基づき、被保険者が自己の費用で現実これらを修理したときは、「被保険者のお住まい」を損害発生直前の状態に復旧するために必要な費用に対して、修理費用保険金2をお支払いします。 注意 ただし、賠償責任保険金を支払う場合を除きます。	1回の事故につき、5万円を限度として、実際に負担した額。ただし、免責金額(自己負担額)5千円です。
⑧入居者死亡特別費用保険金 保険証券等記載の「被保険者のお住まい」内で被保険者が死亡し、その死亡を直接の原因として「被保険者のお住まい」を汚損により損害を与えた場合において、次に掲げる入居者死亡特別費用保険金をお支払いします。 ア「被保険者のお住まい」を損害発生直前の状態に復旧するために必要な費用で、他の被保険者または死亡した被保険者の連帯保証人または法定相続人が負担した費用 イに規定する費用がない場合で、「被保険者のお住まい」を損害発生直前の状態に復旧するために被害者が被った損害額	1回の事故につき、30万円を限度として、実際に負担した額または損害の額のいずれか低い額。

■保険金等をお支払いしない主な場合(約款より一部抜粋)

①地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ②契約者、被保険者またはこれらの者の代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反 ③契約者、被保険者、被保険者と同居する者または「被保険者のお住まい」の貸主が所有または運転する車両またはその積載物の衝突または接触による損害 ④保険の対象の紛失または置き忘れ ⑤保険の対象が屋外にある間に生じた盗難 ⑥持ち出し家財である自転車または原動機付自転車の盗難 ⑦保険の対象の虫食い、ねずみ食い、結露、消耗、摩耗、さび、かび、変質、変色、経年劣化に起因する損害

■保険の対象(保険の対象に含まれない物)

保険の対象の範囲は、「被保険者のお住まい」に収容されている家財とします。ただし、次に掲げる物は保険の対象に含まれません。
(1)船舶(ヨット、モーターボートおよびボートを含みます。)、航空機および自動車(自動三輪車、自動二輪車、原動機付自転車(50cc以下のものを除きます。))および電動二輪車を含みます。)ならびにこれらの付属品
(2)通貨、小切手、株券、手形、その他の有価証券、預貯金証書、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、電子マネー、印紙、切手、乗車券等その他これらに類する物
(3)1個または1組の再調達価額が30万円を超える貴金属、時計、宝玉石、宝石およびこれらに類する物、ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品
(4)1個または1組の再調達価額が100万円を超える物
(5)携帯電話(高機能携帯電話を含みます。)、PHS、ポケットベル、ポータブルナビゲーション等の携帯型通信機器およびこれらの付属品
(6)義歯、義肢、コンタクトレンズ、メガネ、サングラス、かつら、補聴器その他これらに類する物
(7)動物および植物等の生物
(8)稿本、設計書、図案、証書、帳簿、パスポート、運転免許証その他これらに類する物
(9)テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに準ずる物

■お住まいの賠償責任保険 以下の①②の保険金が重複して支払われる場合の限度額は1000万円です。

保険金等をお支払いする主な場合(約款より一部抜粋)	支払額
①借家人賠償責任 (1)被保険者の責めに帰すべき事由に起因する火災、破裂または爆発により「被保険者のお住まい」が損壊した場合において、その「被保険者のお住まい」の貸主に対して負担する法律上の損害賠償責任 (2)「被保険者のお住まい」内で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ	1000万円を限度として、損害賠償金。 30万円を限度として、損害賠償金。
②個人賠償責任 (1)「被保険者のお住まい」の使用または管理に起因する偶然な事故 (2)被保険者の日常生活に起因する偶然な事故	1000万円を限度として、損害賠償金。

■保険金等をお支払いしない主な場合(約款より一部抜粋)

(借家人賠償責任)および(個人賠償責任)共通 ①地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ②契約者、被保険者、被保険者と同居する者、またはこれらの者の法定代理人の故意 ③保険金を受け取る者の故意 ④被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑤被保険者が、使用または管理する財物の破損について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任 ⑥被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
(借家人賠償責任) ①被保険者が「被保険者のお住まい」を貸主に引き渡した後に発生した「被保険者のお住まい」の損壊に起因する損害賠償責任 ②被保険者と「被保険者のお住まい」の貸主との間に損害賠償責任に関する約定がある場合において、その約定により加重された損害賠償責任 ③「被保険者のお住まい」の改築、増築、取り壊し等の工事に対する損害賠償責任
(個人賠償責任) ①他の被保険者および被保険者と生計を共にする親族に対する損害賠償責任 ②契約者および被保険者またはこれらの者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 ③被保険者と第三者との間に損害賠償責任に関する約定がある場合において、その約定により、加重された損害賠償責任 ④航空機、船舶、車両(原動機が人力であるものを除きます。)、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑤「被保険者のお住まい」以外の不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

24時間・365日受付 事故受付センター ☎0120-267-868

アクア少額短期保険株式会社

URL: <http://www.aqua-ins.com>

本社 〒533-0031 大阪市東淀川区西淡路1-1-32 新大阪アースビル10F
TEL:06-6325-3330 FAX:06-6325-3332
E-mail:info@aqua-ins.com

東京支社 〒102-0074 東京都千代田区九段南1-6-17 千代田会館2F
TEL:03-5212-3303 FAX:03-5212-3304
E-mail:info-tokyo@aqua-ins.com

このパンフレットは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、ご契約のしよりの約款に記載されておりますので、ご確認ください。ご不明な点は取り扱い代理店または弊社までお問い合わせください。

■その他

この保険は年末調整もしくは確定申告の際の地震保険料控除の対象となりません。



住まいる会キーパー

- お住まいの家財保険
- お住まいの賠償責任保険



アクア少額短期保険株式会社

〔お住まいの家財保険〕と

〔お住まいの賠償責任保険〕のセット商品です。

住まいる会キーパー

この商品は、少額短期保険業者の取扱う保険商品です。

※地震はお支払い対象となりません。(地震火災費用を除く)

◆簡易家財評価表

お部屋の広さ	18㎡未満	18~37㎡	38~55㎡	56㎡~
保険金額の目安	200~400万円	400~600万円	600~800万円	800万円

◆契約プラン 保険期間2年

プラン	A	A2	B	B2	C	D
保険料	13,000円	15,000円	18,000円	20,000円	22,000円	26,700円
家財保険金額	222.5万円	306.5万円	432.4万円	516.3万円	600.2万円	800万円
賠償責任保険金額	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円

▼家財には以下のものが含まれます

種類	詳細品目
インテリア・家具	食器棚・本箱・本棚・学習机・ベッド・鏡台・カーテン・洋服ダンス・食堂セット(テーブル・イス)・じゅうたん など
台所用品	冷蔵庫・電子レンジ・オープン・炊飯ジャー・ポット・ホットプレート・食器・調理用具類(包丁・まな板・ざる) など
家電製品	テレビ・ビデオデッキ・ビデオカメラ・ミニコンポ・CDラジカセ・洗濯機・掃除機・ファンヒーター・扇風機・デジカメ・パソコン など
趣味用品	ゴルフ用品・スキー用具・CDなどの音楽ソフト・ゲームソフト・アルバム・書籍 など
寝具類	敷き布団・掛け布団・毛布・タオルケット・マットレス・枕 など
身の回り品	スーツ・プレザー・礼服・コート・オーバー・ジャンパー・ワイシャツ・ズボン・セーター・Tシャツ・下着類・靴・タオル類 など

★お住まいの占有面積や家族構成などを参考として、保険の対象の再調達価額にてご設定ください

※再調達価額は・・・保険の対象と同等のものを購入するために必要な金額をいいます。

特約	家財・破損汚損特約なし
----	-------------

事故発生原因

第1位
盗難

所在の階が2階以上だから安心というわけではありません。ベランダをつたって、無施錠の窓から侵入するケースが増えています。

第2位
水漏れ

洗濯機の排水ホースや蛇口からの給水ホースが外れたことによる階下への水漏れ事故が多いケースです。定期的なチェックをお勧めします。

引越の際も安心!

ご契約のお住まいAから、新たな賃貸物件Bにお引越される場合、お申し出いただいた、Bの入居日から1ヶ月間に限り、

- Aのお住まい内にある家財
- Bのお住まい内にある家財
- AおよびBにおける借家人賠償責任および個人賠償責任

を保険金額を限度に補償いたします!



お住まいの家財保険

1 家財保険金



①火災



②落雷



③破裂または爆発



④給排水設備に生じた事故または他の戸室で生じた水漏れ事故



⑤風災、ひょう災、雪災
※損害が20万円以上となった場合が対象です。(吹き込みや雨漏り等による損害は除きます。)



⑥建物外部からの物体の飛来、落下、衝突、倒壊

2 盗難

家財保険金額の10%が限度額となります。また、1個または1組ごとに10万円が限度額となります。

3 通貨等盗難

1回の事故について、
●通貨の盗難の場合は、10万円を限度額とします。
●預貯金証書の盗難の場合は、50万円が限度額となります。

4 持出家財

お住まいから一時的に持ち出され、日本国内の建物内で生じた①~⑥、2の事故の場合、80万円または家財保険金額の20%(盗難の場合は10%)のいずれか低い金額が限度です。なお、通貨等は対象となりません。

5 水害

床上浸水によって、損害が発生した場合には、家財保険金額の70%を限度額として、損害額の70%をお支払いします。

▼さらに以下の費用保険金をお支払いします。

修理費用

1.家財保険金①、②、③、⑤、⑥および2.3.の盗難事故で、借用戸室を自費で修理した費用。(実費)
家財保険金額の10%が限度額となります。

修理費用2

左記の修理費用の支払い対象とならない、外壁となる①ガラス ②ドアの不測かつ偶然な事故による破損の修理費用。(実費)
5万円を限度額とします。(免責金額5,000円)

入居者死亡特別費用

被保険者のお住まい内で、被保険者が死亡し、その死亡を直接の原因として借用戸室を汚損により損害を与えた場合の復旧費用。(実費)
30万円を限度額とします。

失火見舞い費用

自室より失火し、お隣等に被害が及んだときの見舞金等の費用。
保険金の20%を限度額として1被災世帯あたり20万円。

残存物片付け費用

保険金支払い事故の際の損害を受けた家財の残存物の取り除き、清掃、片付けに必要な費用。(実費)
家財保険金額の10%が限度額となります。

損害防止費用

消火活動のために使用した消火薬剤の再取得費用等。(実費)

地震火災費用

地震により火災が発生し、お住まいが半焼以上になったとき、または損害額が保険金額の80%を超えるときに保険金額の5%をお支払いします。
(注)地震保険ではありません。

賃借費用

事故によってお住まいが半損以上になったとき、臨時(1か月以内)の宿泊費用。(実費)
30万円または被保険者のお住まいの月額家賃3ヶ月分相当額のいずれか低い額が限度額となります。

お住まいの賠償責任保険

借家人賠償責任

被保険者の責めに帰すべき、失火、ガス爆発、水漏れ事故により、お住まいに損害を与え、お住まいの貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合、保険金をお支払いします。



個人賠償責任

日常生活において、被保険者が他人にけがをさせたり、他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負ったときに、保険金をお支払いします。(日本国内に限ります。)